○ 農林水産省 告示第

号

健全性を判断するための基準等の一部を改正する件(平成三十年 農林水産省 告示第四号) 農林中央金庫法 (平成十三年法律第九十三号) 第五十六条の規定に基づき、 農業協同組合等がその経営の

∅)—

部を次のよう

に改正する。

令和五年 月

日

金融庁長官 中島 淳 一

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、 改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

る。」  2 十及に額準 前信はをス当示営ーに四庫金それでよを目前信はをス当示営ーに四庫金その与	則	改正後
長林中央金庫における派生商品取引及び長期決済期間取引与信相当額の算出に係る経過措置) 本の経営の健全性を判断するための基準(以下「新農林中央金庫告示」という。)第五十六条第一項本文(新農林中央金庫出することができない。 にかかわらず、農林中央金庫は、カレント・エクスポージにかかわらず、農林中央金庫は、カレント・エクスポージにかかわらず、農林中央金庫は、全ての派生商品取引について、SA-CCRを用いて、まりその使用を継続することができない。 は、全ての派生商品取引について、SA-CCRを用いて、生商品取引の与信相当なの規定にかかわらず、農林中央金庫が、直近の算出基が、全での派生商品取引について、SA-CCRを用いて、生産の規定にかかわらず、農林中央金庫が、直近の算出基が、全での派生商品取引について、SA-CCRを用いて、生商品取引の与信相当ない。 は、全での派生商品取引について、SA-CCRを用いて、生産の規定においる場合には、あらかじめ、やむを得ない理由よりその使用を継続することができない。 は、全での派生商品取引について、SA-CCRを用いて、生産品取引の与信相当ない。 は、全での派生商品取引について、SA-CCRを用いて、生産の関係を開いて、生産の関係を開いて、生産の関係を関いて、生産の関係を関係を表して、大変の関係を表して、大変を表して、よりの表によりの表によりを表による改正後の表による改正後の表による改正後の表による改正後の表による改正後の表による改正後の表による改正を表による改正を表による改正を表による改正を表による改正を表による改正を表による改正を表による改正を表による改正を表による対象が、表によるが、表によるが、表による対象が、表による対象が、表によるが、表によるが、表によるが、表によるが、表によるは、まるは、まるが、まるが、表によるが、表によるが、表によるないまるが、表によるないまるが、まるないまるが、表によるないまるが、まるないまるないまるないるないまるないまるないまるないまるないまるないまるないま	附則	改 正 前

[条を削る。]

カレ 資産担保 先 七 長 す رِ چ 渡、 条 期決済 旧 農林 ント この ス を 中 • ワ 林 期 場合に エ ツ 央 用いるとき 中 間 八金 庫 プ及 ク 央 取 ス 金 引 ポ おい 告示第四 び 庫 に 1 オ が 包 0 ジャ . て、 いて異  $\mathcal{O}$ ブ 工 シ 括 クス 章 ] 彐 農 的 · 第 五 方式 ン 手法 なる 林中 ポ 等 節 を 方 央 ] 0) を 第三款 ジャー 金 使用し、 派 適 式 並庫は、 生商 を用 用する場合 0)  $\mathcal{O}$ 品 V 規定に 派生商 額 か 取 ること は、 引につい つ、 で が ょ 当 適 あ 品 分 できる ŋ 格 0 取 金 算 て 引 て 0) لح 出 間 融

3

前用

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

は、

央 金

告示第五

+

六

条

第二

項

て

、るも

とする。

規

定する長

(期決済

期

間新取農

引 林

の中

与

信

相庫

当

額

の算

出

に

0

11

て

準

用に

1 告 保  $\vdash$ ス 示第九 を用 を ワップ及 分 林 適 エク 中 用  $\mathcal{O}$ い スポー 間、 することができる。 央 十三条第三号及び るときに、 び 金 車が オプシ 同 ジャ 条第三号及 簡 当該適: 彐 ] 便 方式 ン 等 手 法 び 第 格 を 0 を 第四号 兀 金融資産担 使用 派 適 号に掲げるもの 生 用 /t. し、 商 す る場合 に 品 取 定めるリ カュ 保 つ、 引に が に 適格金 0 旧 お であ 農林中 ス V 1 ク て、 て、 るときは 融 ウェ 資 先 央 力 金 産 V 渡 イ 庫 担

八 直 条第二十 す 接 条 るト 清 算参 農林 レ 七 ] 加 中 者 項 ド 央 とし に 金 • 規 エ 庫 定す て間 ク が ス 標 る ポ 接 準 有 ] 清 的 ジ 算 手法 価 参 ヤ 証 券等 ] 加 を採用する場合に に 者 清 係 の適 算取 る金 格 中央清 融 次 グぎ、 商 品 取 算 お 間 引 機 接 1 清 関 法 7 第 算

「条を削る。

するものとする。

レ 0 新 • ヤ ょ 海 算 t 参 示 ヤ レー 第百 力 ヤ ょ 清算参 農 ア ] ŋ 外 ] 取 ] 加 て 生ず ŋ 林 セ 方式 林 に  $\mathcal{O}$ F 引 は に 者 ン 中 取  $\mathcal{O}$ K 中 ツ 十 0 係  $\mathcal{O}$  $\vdash$ 加 当 卜 六 を 71 る エ EADずる間接 • 央 央 引 0 る 適 · 工 金 条 て、 間 エ 者とし 金 該  $\mathcal{O}$ 用 ク 他 商 格 **(**以 庫告 クス 信 庫 額  $\mathcal{O}$ 接 ス 間 品 中 11 を算出するときに、当該 EAD クスポージ とみ 与 ポ が 用 て 清 下 接 央 清算参 ポ て IJ 示 0) 内 11 信 算 ] 清 物 清 第二十 規定 清 間 相当 ] 部 ス なすことが るとき 参 ジ 算 取 算 ク・ ジ 接 格 加 算 ヤ 参 引 機 加 ヤ 清 に 額 者 取 ] 加 法 関 付 ヤー 者に対 ] 算 ア Ŧī. ょ は 手  $\mathcal{O}$ 次 に 者 第 に に 保る取 一条第 ぎ等 セ ŋ に 参 算 対 法  $\mathcal{O}$ 対 加 で 算 方式を用いてい ット す 係 を 当 出 適 条 す きる。 ことい る清 第二 る す 者 採 出 分 に 格 る るトレ 0 用 号 の  $\vdash$ 次ぎ又は 中央清  $\vdash$ 0 L 力 算取 額を用  $\overline{+}$ する場 Ď た 適 間 レ レ レ う。 合計 この 額 ] 1 格 項 ン  $\vdash$ 1 次ぎ等 中 を K 算 に K 旧 央清 これ 農林 ド 合 額 場 当 機  $\mathcal{O}$ 規 1 • を 行 合に るも るとき 0 該 関 定 算 • に 工 工 工 算 出 を 算 ク ク ら に ク 工 お 信 中 す 機 うことに に ク 出 お 用 ス ス に ス 行 11  $\mathcal{O}$ 央 対 る c は、 とす に当 当 ス うこと て、 ポ ポ 関 11 IJ 金 類 す 商 ポ た ずる て ポ 向 ス 庫 ] る 品 ] ク 直 る た 告 ジ ジ け ジ 清

K に 算 分 T ジ に 接  $\vdash$ 出した 次  $\mathcal{O}$ 華 間  $\blacksquare$ 工  $\mathcal{O}$ 掛 ク ス 目 新 EAD(当 農林 ポ を乗じた額を当該間接清算参加者に対するト (Tm. ジャ 中 央金庫告 該 ] 工 0 ク EADとすることができる。 スポ 示 第百三十 ージ ヤーに係るものに限 -四条各 項 0 規 定によ る。 ŋ

77, 擀 農林中央金庫告 示第五十六条の四第七項の規 定 4 [条を削る。

が 合 直 に 前  $\mathcal{O}$ るのは、 Ñ 接清 お 項の ものとす ないて 94 *\* \ 皿 て、 , 0 算 規定は、 4 参 禪 屈 「ネッティング・ リテ 回項 無 H 加 Š 及び「ネッティン 者  $\subset$ とし ] 7 農 予日 「ネッ +林 ル 前 て間 向 スクのマージン 中 項」 け 央 接 工 金 クスポ セ テ 清 庫  $\cap$ グ・ 1 H 算 ット が るのは 参 内 グ・ 加 部 ] セ ジャ ット 期間をいう。 者 格 Ŧī. セ  $\mathcal{O}$ 営業日」 付 附 ット 適 1 手 であ 法 +則 格中央清 -営業 第八条 を採 <u>-</u> つ  ${\bf \mathcal{T}}$ 影み て、 日 用 1 営業 第二 算 9 す 機 畆 馞 自 る  $\cap$ H 関 Hr 日 項

3

ことに

ŋ ]

生

一ずる間

接清算

参 ジ

加者

に

対 係

するトレー

ド

エ

クス 行

向

け

1

K

•

エ

ク

ス

ポ

1

ヤ

]

に

ふる清

算

取

次ぎ等

を

う

ポ

1

ジ

ヤー ょ レ

0

EADを算出するときについて準用する。

する。 引相手方 を EADiouilは、 相 第 1 九 適用し 当 る 条 場合に 項に規 項 額 を算  $\mathcal{O}$ た後の 割 i に係るネッティング・ 林 おい 引 包 定する標準的 中 出 現 括 す 央 て、 在 金 工 的 るとき クスポージャー 子法を 庫 価 新農林 が 値 . 力 は、 は、 使用する場 IJ レ スク 次に 中 ン 当 -央金  $\vdash$ 分 測 掲 0 庫 工 げ セ  $\mathcal{O}$ 定方式によるCV 間、 ※合の信 告示第 クスポ ットごとに算 額 る算式に 0 同 割 項 三百 引 用 1 より 0) ジャ 現 IJ 算 在 ス 匹 ク削 + 算 式 出 価 ] に 出 値 Α 七 L 方 [する 減 お IJ 式 た を 条 け 額 手 ス  $\mathcal{O}$ を 三用 る لح 取 法

2  $\mathcal{O}$ とする。

 $(0.05 \times Mi)$ 

割引現在

角

**f**値)

 $\parallel$ 

(与信相

账

額)×(1-EXP(-0.05×Mi

[条を削る。

Mi は、新農林中央金庫告示第二百四十七条の三第一項に規定する Mi

3 に 1 接 清算参 次の 第 とすることができる。 ヤ より生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクス レード 第一 ーに係る EAD を算出するときは、第一 掛 項 項の · 工 目 加 0 算式 を乗じた額を、 者として間接清算参加者の適格中央清算機 規 クスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うこと 定 における EAD \*\*\*\*を算出する場合にお に ょ ŋ 新 農林中央 当該ネッティング・セットの 金 庫告 示 第二百 項に規定する額 兀 + 関 て、 七 向 ポ 条 け 直の

 $| \exists = \sqrt{\text{(Tm/10)}}$ 

華

Tm /t,  $\mathcal{N}$ 準用して算出したリスクのマージン期間をいう。 において、回風中「前頁」 のは、「ネッティン ものとする H 新農林中央金庫告示第五十六条の四第七項の 5 回 頃第一号中「ネッ 及び「ネッティ グ・ ティ ング・ セット  $\cap$ あるのは ング・セット セット 五営業日」 附則 十営業 第九条第三 二 十  $\cap$ : 読み 日 1 -営業日 規定 0 替  $\cap$ H

(農林中央金庫における適格中央清算機関に係る経過措置)

庫 げ + る用 告示 条 第 語 当 一条 分 0 意義 0 第六号 間、 は、 新 0) 同 農 号 林  $\mathcal{O}$ 中 · 定 め 規 央金庫告 定に るところによる。 か 示第 カゝ わらず、 一条 第六号 旧 農 林  $\mathcal{O}$ 中 三 央 に 掲

に かかわ 分の 間、 5 ず、 新 農 適 格中 林 中 -央清 央 金 算 庫 機関 告 示第二百四十 に 係る清 算基金 七条  $\mathcal{O}$ 0 信 八 用 0) IJ 規 ス 定

備考
表中の
の
記載は
注記
である
る。

第二百四十七条の八の規定により算出するものとする。ク・アセットの額の算出に当たっては、旧農林中央金庫告示

附則

(適用時期)

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(令和五年金 融 庁 告示

第 号) 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う農林中央金庫

については、なお従前の例による。